

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、広く社会から信頼される企業となるために「効率的かつ健全な企業経営を可能にするシステム」を構築することが重要であると考え、コーポレート・ガバナンスに取り組んでおります。

また、企業体質の強化、財務基盤の安定化を基礎に将来の投資のための内部留保を図りつつ、安定配当を維持することを基本方針とすることにより、ステークホルダーの利益を安定的に維持するため、健全かつ効率的な経営を図り、経営の意思決定と業務執行が適切に行われるようなコーポレート・ガバナンス体制及び企業倫理の構築を確立すべきであると考えており、ステークホルダーの皆様に対し、経営の透明性を一層高め、公正な経営を実現することを目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、基本原則すべてを実施いたしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
賀和興産株式会社	174,050	26.33
株式会社ワイエスリー	160,700	24.31
米田秀之	27,400	4.15
株式会社福岡銀行	24,300	3.68
内藤征吾	19,700	2.98
キャピラー九州株式会社	19,100	2.89
才田組従業員持株会	18,222	2.76
株式会社アーステクニカ	10,000	1.51
才田善之	9,400	1.42
才田善郎	9,000	1.36

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	福岡 既存市場
決算期	6 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤山征二郎	他の会社の出身者											
鈴川照美	他の会社の出身者											
森田公一	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)				
氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤山征二郎		○	有限会社友加システムの代表取締役であります。2017年6月末時点において、当社は有限会社友加システムに当社のシステムメンテナンス等を委託しておりましたが、当該委託契約額は少額であり、取締役に就任前に当該委託契約は解除しております。その他有限会社友加システムと当社との間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。	経営に関する豊富な経験及び中小企業診断士としての専門的知識を有し、2017年9月に当社社外取締役に就任しております。取締役会においても経営上有用な指摘・意見等の発言を行っており、今後も経営監視を図るとともに経験・知識に基づいた有意義な助言を得られるものと判断し、社外取締役として選任しております。
鈴川照美	○	○	――	過去に会社経営に関与した経験はありませんが、福岡県警察で培われたコンプライアンスに関する専門的な知識と経験を有し、2010年9月に当社社外監査役に就任しております。上記の経験並びに他社上場会社での監査役経験を活かして、独立的な立場から当社の経営全般に関する監督・提言を行っていただくため、2021年9月に監査等委員である社外取締役として選任しております。
森田公一	○	○	社会福祉法人恵徳会の理事長であります。社会福祉法人恵徳会と当社との間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。	社会福祉法人恵徳会理事長としての豊富な知識と経験を有し、2010年9月に当社社外監査役に就任しております。上記の経験を活かして、独立的な立場から当社の経営全般に関する監督・提言を行っていただくため、2021年9月に監査等委員である社外取締役として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

当社は現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いておりませんが、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設置する必要が生じた場合、又は監査等委員会からの要望があった場合は、監査等委員と協議を行い、業務補助のための使用人を置くこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われていることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めています。内部監査部門は、会計監査人と連携して子会社を含む内部統制監査を行い、その監査結果を監査等委員会に対して定期的に報告しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、福岡証券取引所が定める独立役員の要件を満たす社外取締役をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与は実施しておりませんが、報酬総額は業績を考慮して決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

第70期(2024年7月1日～2025年6月30日)における役員報酬は、以下のとおりであります。
取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名 25,640千円(うち社外取締役1名 637千円)
監査等委員である取締役3名 4,913千円(うち社外取締役2名 1,200千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

当社は、2020年3月31日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決議し、役員報酬規程に定めております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬の決定に際しては、取締役個々の職責等に応じた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬と賞与で構成し、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内で取締役会の決議により支払うものとする。

2. 基本報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、世間水準や経営内容、役員の職務の内容、役員の業績、従業員給与とのバランスなどを考慮したうえで決定するものとする。

3. 賞与の個人別の額の決定に関する方針

当社の取締役の賞与は、経営内容及び個々の業績を考慮したうえで決定するものとする。

4. 取締役の個人別報酬等の内容の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、代表取締役社長が取締役会からの委任を受けて、役員報酬規程に基づき、取締役の職務の内容、職責及び実績等を勘案し、報酬額を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び賞与の額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を概観しながら、各取締役の職責及び実績等を評価する者として代表取締役社長が最も適しているからであります。また、監査等委員である取締役については、常勤、非常勤別に業務分担の状況を考慮のうえ監査等委員会にて協議し、個別の報酬額を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会開催時において、経営資料の配布、特に財務資料の配布を行うように努めております。また、監査等委員である社外取締役から監査事項についてのサポートを依頼された場合は、総務部を中心に対応するようにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査等委員会設置会社として、取締役会による適正かつ迅速な意思決定と業務執行を行うとともに、監査等委員による取締役の職務執行の適法性・妥当性等の検証を行う体制としております。当社の事業規模、取締役会の構成、意思決定の迅速化等の観点から現行の体制で経営の監視・監督機能が適正に機能していると考えております。

取締役会は、原則として毎月1回、その他必要に応じて開催し、経営の基本方針、決定専決事項、その他経営に係る重要事項等に関する討議・決定を行うとともに、業務の執行状況に関する監督、経営計画の進捗状況の確認等を行っております。

監査等委員会は、原則として毎月1回、その他必要に応じて開催し、監査に関する重要な事項についての報告を受け、協議又は決議を行い、監査機能の強化に努めております。監査等委員会は、常勤の社内取締役1名、社外取締役2名(独立役員)で構成しており、常勤の監査等委員は、当社グループ会社の経営会議その他の会議等にも出席し、業務執行の適法性・妥当性・効率性等を監査しております。また、社外取締役又は監査等委員である取締役が期待される役割を十分に発揮できるように、定款の規定により、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

会計監査については、如水監査法人と監査契約を締結し、正確な経営情報を提供し、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠した監査を受けております。なお、第70期において業務を執行した公認会計士は、松尾拓也氏と飯村光敏氏であり、会計監査業務に係る補助者は公認会計士8名、その他1名であります。

また、弁護士事務所及び税理士事務所と顧問契約を締結し、必要に応じてアドバイスをを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、健全かつ効率的な経営、経営の意思決定と業務執行が適切に行われる体制及び企業倫理の構築、更なる公正な経営の実現を目的として、2021年9月29日をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。監査等委員である取締役が取締役会へ出席し、議決権を有することで、監査・監督機能の強化を図ることにより、経営の透明性と客観性を確保できるものと判断しており、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	株主総会招集通知のTDnet及び当社ホームページへの早期開示(発送日の3日前)

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、招集通知、決議通知、その他適時開示情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	倫理規程にて、コンプライアンスの統制方針、体制、行動規範等を定め、社会倫理に適合した企業活動を行うこととしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	サイタホールディングスグループ行動規範を策定しており、「豊かな自然と共存し、地球環境や天然資源を守るために、環境と安全に配慮した企業活動を行う。」と定めており、また、行動規範を明確に表現するものとして、「自主行動基準」を定めております。その中で、環境に配慮した事業活動として、「環境に関する法令や社内規程を尊重し、すべての事業活動において、環境への悪影響を低減し、地球環境の保全を積極的に行う。」と規定し、全社員に周知徹底しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	倫理規程の「行動規範」において、基本方針として「情報の適切な開示に努め、すべての利害関係者との間で公平・公正かつ透明な関係を維持し、公正な取引を行うこと。」と定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、「倫理規程」で定める行動規範及び行動指針に基づき、職務の執行を行う。
- (2) 取締役は、取締役相互において、法令及び定款への適合性を監視するとともに、毎月の取締役会において、それぞれ委託された職務の執行状況を報告する。
- (3) 取締役は、「内部通報規程」に基づき、通報窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正、コンプライアンス経営の強化を図る。
- (4) 取締役は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、弁護士、警察等と連携し、組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び監理に関する体制

取締役は、「情報資産管理規程」に基づき、取締役会及びその子会社の営業会議等重要な会議の意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁事項等を記録・保存するとともに、それらを適切に管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを構築・整備する。
- (2) 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、有事の対応を迅速に行うとともに、取締役会を中心として全社的かつ必要であれば、企業グループとして再発防止策を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、担当部署の分掌事項、職務権限を明確に把握し、迅速な意思決定が行えるよう必要な施策、相互連携を確保する。
- (2) 取締役会付議に係る重要事項については、担当部署で事前審議を行い、論点を整理したうえで取締役会へ上程することにより、取締役会における意思決定の効率化を図る。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 使用人は、「倫理規程」で定める行動規範及び行動指針に基づき、職務の執行を行う。
- (2) 使用人は、常に法令及び定款への職務の適合性を確認するとともに、「職務権限規程」で定める権限の範囲内において職務の執行を行う。

6. 当社グループにおける業務の適正性確保するための体制

- (1) 取締役は、子会社との緊密な連携のもと、企業グループとしての法令等を遵守した健全で持続的な事業の発展に努める。
- (2) 子会社の取締役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項については、「グループ会社管理規程」に基づき、担当取締役へ報告を行うとともに、重要案件については、事前協議を行う。
- (3) 子会社において、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、有事の対応を迅速に行うとともに、担当取締役に報告し、取締役会を中心として全社的かつ必要であれば、企業グループとして再発防止策を講じる。
- (4) 子会社の取締役等は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、担当部署の分掌事項、職務権限を明確に把握し、重要案件については、「グループ会社管理規程」に基づき、担当取締役と事前に合議を行い、迅速な意思決定が行えるよう必要な施策、相互連携を図る。
- (5) 子会社の取締役及び使用人は、「倫理規程」で定める行動規範及び行動指針に基づき、職務の執行を行うこととし、監査等委員会及び内部監査室において、子会社の内部監査を実施し、法令及び定款への適合性監視する。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

監査等委員会からの要請があれば、必要に応じて当該監査等委員会の業務補助を行うスタッフを配置する。また、監査等委員会の業務補助を行うスタッフは、監査等委員会の指揮・命令に服し、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮・命令を受けないものとする。

8. 監査等委員会への報告に関する体制
- (1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、会社経営及び事業運営上の重要事項、業務執行状況並びに結果について、社内会議体等を通じて、その内容を監査等委員会に報告する。
- (2) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、会社経営に著しい影響を与える事態が生じた場合、速やかに監査等委員会に報告する。
- (3) 子会社の取締役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当該子会社の会社経営及び事業運営上の重要事項、業務執行状況並びに結果について、監査等委員会に報告する。
9. 監査等委員会へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会への報告をした者に対し、「内部通報規程」で定める通報者等の保護に基づき、不利益となる取扱いを行うことを禁止する旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。
10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員から下記(1)から(3)の請求を受けたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なことを証明しない限り、これを拒むことはできない。
- (1) 費用の前払の請求
- (2) 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- (3) 負担した債務の債権者に対する弁済(当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供)の請求
11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- (1) 監査等委員会は、取締役会において議決権を有するほか、独立した立場から当社並びにその子会社の取締役等による業務が適正に確保されているかを取締役会への出席等を通じて監査する。
- (2) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員は、相互の意思疎通を図るため、適宜会合をもつ。
- (3) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員の職務の適切な執行のため、当該監査等委員との意思疎通、情報収集・交換が行えるよう協力する。
- (4) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。
- (5) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員の職務遂行にあたり、当該監査等委員が必要と認めた場合、弁護士や会計監査人等との連携を図れる環境を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会秩序や健全な事業活動に脅威を与える個人、団体とは一切かかわりを持たず、不当要求等に対しては、弁護士、警察等と連携して組織的に対応します。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

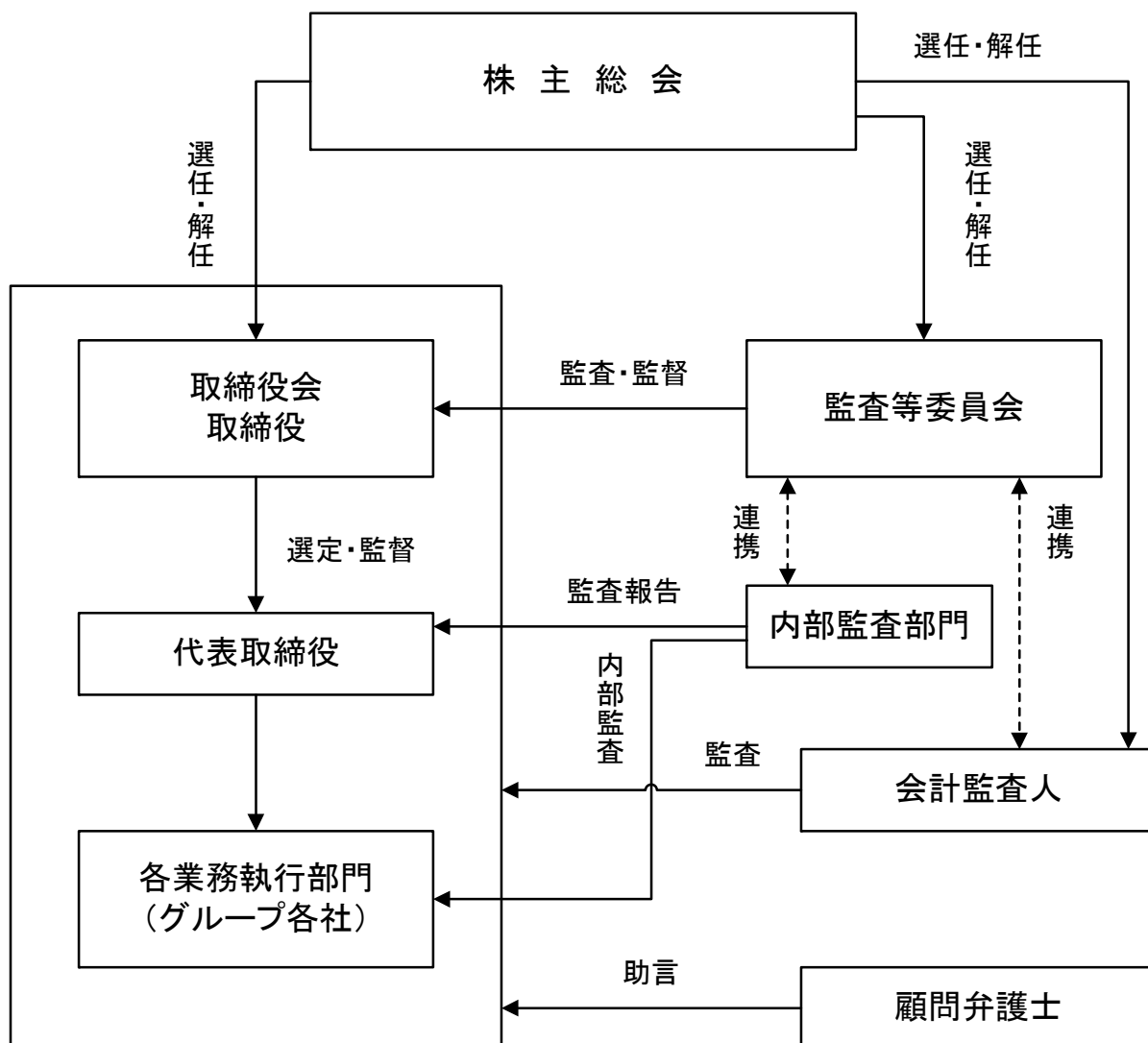
買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制についての模式図及び適時開示体制の模式図は、添付のとおりであります。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



適時開示体制の模式図

